

上板町地球温暖化対策実行計画書

(令和3年度～令和7年度)

令和3年7月

上 板 町

目 次

第1章 基本的事項

1-1. 計画の目的	1
1-2. 基準年度・計画の期間	1
1-3. 計画の範囲	2
1-4. 対象とする温室効果ガス	3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

2-1. 基準年度の二酸化炭素排出量	4
2-2. 要因別の排出状況	4
2-3. 削減目標	5

第3章 具体的な取組

3-1. 取り組みの基本方針	6
3-2. 具体的な取り組み内容	6

第4章 推進と点検・評価

4-1. 推進・点検の体制	8
4-2. 実施状況の点検の方法	8

第1章 基本的事項

1-1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。上板町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

第21条 1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画 以下「地方公共団体実行計画」という。 を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9（略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況 温室効果ガス総排出量を含む。 を公表しなければならない。

1-2. 基準年度・計画の期間

基準年度を令和2年度とし、計画期間を令和3年度～令和7年度までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

1-3. 計画の範囲

本計画の対象範囲は上板町が行う事務及び事業であり、地方自治法に定められた行政事務及び事業のすべてを対象とする。したがって、庁舎及び出先機関を含めたすべての組織及び施設を対象とする。

ただし、民間事業者等への外部委託により実施する事務及び事業は対象としない。

上板町が実行計画で対象とする組織・施設一覧

本庁舎	出先機関
総務課	役場庁舎
出納室	
産業課	農村環境改善センター 農村婦人健康管理センター
住民人権課	文化センター 馬道会館
税務課	
民生児童課	
健康推進課	南老人集会所
保健相談センター	
企画防災課	
環境保全課	リサイクルセンター (RC)
建設課	
議会事務局	
農業委員会	
教育委員会 (中央公民館)	上板中学校
	高志小学校
	高志幼稚園
	東光小学校
	東光幼稚園
	松島小学校
	松島幼稚園
	神宅小学校
	神宅幼稚園
歴史民俗資料館	
水道課 (水道施設)	
給食センター	
さくら保育所	

1-4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、最も多い二酸化炭素の排出量削減を主体として考えていく。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

2-1. 温室効果ガスの排出原因である燃料等の使用量

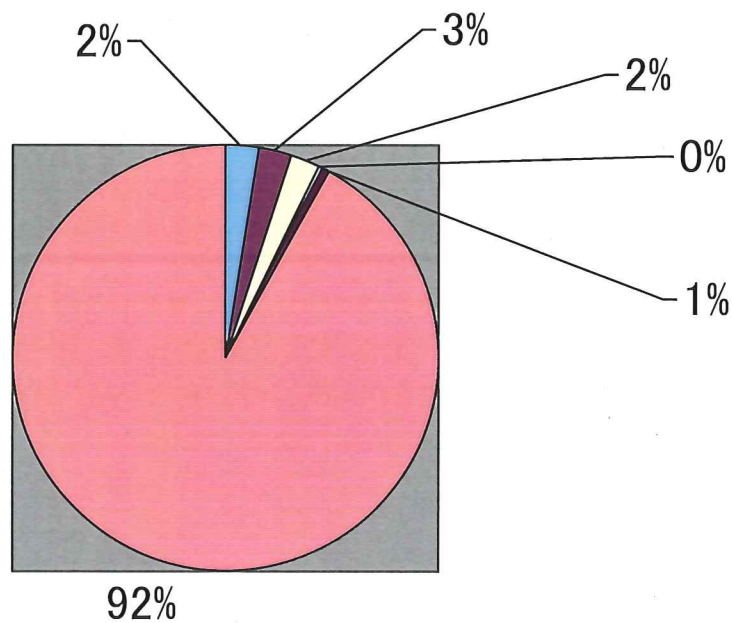
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

上板町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、584,230 kg-CO²である。

区 分	排出量 (kg-CO ²)
二酸化炭素	1,050,784 kg-CO ²

2-2. 要因別の排出状況

R2年度 要因別の排出状況 (CO²)



■ ガソリン	■ 灯油	□ 軽油
□ A重油	■ 液化石油ガス	■ 電気使用量

2-3. 削減目標

令和2年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を5%以上削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 (令和2年度)	削減目標 (削減率)	目標年度排出量 (令和7年度)
二酸化炭素(CO ²)	1,050,784 kg-CO	5 %	998,245 kg-CO ²

第3章 具体的な取組

3-1. 取り組みの基本方針




温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」には、エネルギー、気候変動、海洋資源や森林の持続可能な利用、生物多様性の保全など、積極的に取り組む重要課題が掲げられていることから、SDGsの視点も取り入れます。

3-2. 具体的な取り組み内容




(1) 日常の事務事業に関する取り組み

①電気・燃料使用量の削減




照明	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝、夜間、昼休みは不要な照明を消灯します。 ・トイレ、会議室、給湯室等は使用時のみ点灯します。 ・一定の明るさが確保できる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。 	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室、会議室等の空気調節にあたっては、設定温度を徹底します。 ・夏季は ノーネクタイなどのクールビズ、冬季は重ね着などのウォームビズを実施します。 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
家電・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・各自のパソコンは省エネモードに設定し、退庁時には電源を確実に切ります。 ・OA機器、コピー機等の事務機器は、節電待機モードへの切り替えに努め、退庁時には主電源を切る、コンセントを抜くなどして待機電力の抑制に努めます。 ・テレビ、冷蔵庫、電気ポット等の家電製品は、効率的な使用に努めます。 	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・管外出張には公共交通機関の利用に努めます。 ・駐停車の際にはアイドリングストップを励行し、急発進、急停止を抑制したエコドライブに努めます。 ・過度のカーエアコン利用は控えます。 	

(2) 施設整備等に関する取り組み

①省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入

照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明等には、人感センサー、自動照度調節、インバータ制御機器などの省エネ型照明機器の導入を推進するとともに、消費電力の少ないLED照明の導入に努めます。 	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の更新導入時には、コージェネレーションなどのエネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
家電・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギータイプのパソコン、コピー機やOA機器の導入に努めます。 	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の新規導入又は代替導入する場合は、低燃費・低公害車等の導入に努めます。 	

(3) 環境負荷低減と環境保全に関する取り組み

紙の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷プレビューを実施し、印刷ミスをなくすよう努めます。 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
廃棄物の削減・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の推進とマイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。 ・リサイクル回収を徹底します。 (ビン、缶、ペットボトル、段ボール、古紙等) ・配布物、販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努めます。 ・不要になった備品は、他課と調整し再利用します。 ・ファイル、フォルダーは繰り返し使用します。 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 
水道使用	<ul style="list-style-type: none"> ・常に節水に心がけ、手洗いは必要最低限の水で行います。 ・水洗トイレの無駄な水は流しません。 	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 

第4章 推進と点検・評価

4-1. 推進・点検の体制

推進・点検は、上板町環境保全課が担当する。また、全職員が主体的に温暖化防止対策を推進することを原則とする。

4-2. 実施状況の点検の方法

毎年度、定期的に計画の実施状況を調査し、計画の効率的な推進を図る。また、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。